



第16回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年4月19日（金曜日）
午前10時30分
（受付開始：午前10時00分）

開催
場所

東京都港区南青山三丁目11番13号
新青山東急ビル 11階
株式会社TOKOYO BASE 本社プレスルーム
◆定時株主総会会場ご案内図をご確認のうえ、
お間違いのないようご注意ください。

決議
事項

第1号議案
剰余金処分の件
第2号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

株主の皆さまへ



株主・投資家の皆さまには平素より格別のご支援ならびにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

資源のない日本において、今後世界と戦っていけるのはクリエイティブ産業であり、中でも「ファッション」は最も可能性のあるものの一つだと考えています。私たちは「ファッション」を切り口に世界と勝負し、世界に対しての日本の存在感、日本におけるアパレル業界の社会的地位のさらなる向上を目指します。

また、「日本発を世界へ」というミッションを達成し、業容拡大と同時に広く社会貢献できる企業となるよう、役職員一丸となって精励してまいり所存でございます。

皆さまにおかれましては、今後とも、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役CEO
谷 正人

MISSION

日本発を世界へ

from JAPAN to the WORLD

日本発を世界に発信するファッションカンパニーを創造するとともに、事業拡大を通じて、顧客・従業員・取引先・株主の幸せと夢を実現します

株 主 各 位

証券コード 3415

2024年4月3日

東京都港区南青山三丁目11番13号

株式会社TOKYO BASE

代表取締役CEO 谷 正人

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://tokyobase.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「TOKYO BASE」または「コード」に当社証券コード「3415」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2024年4月18日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

記

開催日時	2024年4月19日（金曜日）午前10時30分 （受付開始：午前10時00分）
開催場所	東京都港区南青山三丁目11番13号 新青山東急ビル 11階 株式会社TOKYO BASE 本社プレスルーム （末尾の会場ご案内図をご参照ください。） ◆定時株主総会会場ご案内図をご確認のうえ、お間違いのないようご注意ください。
目的事項	報告事項 1. 第16期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第16期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以上

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

■事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を記載いたします。

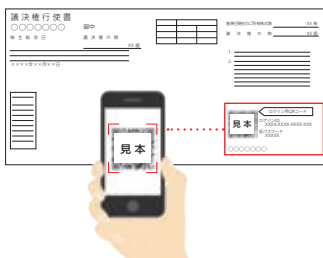
**当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。**

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は連結業績並びに今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当の継続に努めることを経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、当期の業績等を勘案のうえ、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|-----------------------------|------------------------------------|
| ① 配当財産の種類 | 金銭 |
| ② 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額 | 当社普通株式1株につき金4円
配当総額183,865,528円 |
| ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2024年4月22日 |

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会において戦略的に意思決定が行えるよう1名増員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	候補者属性
1	谷 正人 <small>たに まさと</small>	代表取締役CEO	再任
2	高木 克 <small>たかぎ かつ</small>	取締役	再任
3	久保 歩史 <small>くぼ あゆし</small>	営業本部長	新任
4	高下 浩明 <small>たかした ひろあき</small>	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



再 任

たに まさと
谷 正人

生年月日：
1983年10月12日

所有する当社の株式数：
11,367,500株

取締役会出席率（回数）：
100%（16／16回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 2006年 4月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社
- 2007年 4月 同社事業部長就任
- 2008年12月 当社設立
代表取締役CEO就任（現任）
- 2016年 9月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.
取締役就任（現任）
- 2019年 3月 東百国際貿易（上海）有限公司
執行董事就任
- 2021年10月 東百国際貿易（上海）有限公司
董事就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

谷正人氏は、当社の設立以来の代表取締役であり、これまで当社が成長した牽引役であります。また、これまでの経営で培ってきた知識、経験、全役員に対するリーダーシップの発揮や、重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものであると考え、引き続き取締役の候補者となりました。



再任

たかぎ かつ
高木 克

生年月日：

1973年6月26日

所有する当社の株式数：

5,000株

取締役会出席率（回数）：

100%（16/16回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1996年4月 株式会社ワールドテキストスタイル（現ワールド）入社
- 2005年9月 世界時装（中国）有限公司出向 経営企画室長就任
- 2012年9月 株式会社ポイント（現アダストリア）入社
- 2012年10月 （上海）商貿有限公司出向 華北地区総経理就任
- 2014年2月 ADASTRIA KOREA CO.,LTD出向 取締役社長就任
- 2016年4月 方針（上海）商貿有限公司出向 董事総経理就任
- 2019年4月 当社入社
- 2020年1月 東百国際貿易（上海）有限公司
董事総経理就任
- 2020年6月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.
取締役就任（現任）
- 2021年10月 東百国際貿易（上海）有限公司
執行董事就任（現任）
- 2022年4月 当社取締役就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

高木克氏は、中国を始めとする海外事業展開の経験を有しており、当社が海外事業を拡大していく上での出店戦略および店舗開発、総経理として現地での組織構築および運営など、これまで培ってきた知識、経験、全役員に対するリーダーシップの発揮や、重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものと考え、引き続き取締役の候補者となりました。



新任

くぼ あゆし
久保 歩史

生年月日：
1988年 7月 2日

所有する当社の株式数：
11,000株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2011年 3月 当社入社
2012年12月 STUDIOUS南堀江店 店長就任
2019年 9月 STUDIOUS営業部長就任
2020年 3月 教育推進室長就任
2020年12月 A+ TOKYO事業部長就任
2022年12月 営業本部長就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

久保歩史氏は、当社新卒第1期生として入社以降、店長、MD及び教育推進など幅広くキャリアを重ね、2022年12月より営業本部長に就任し日本国内及び海外における全業態の実店舗を統括しております。これまで培ってきた知識、経験、全役職員に対するリーダーシップの発揮や、重要な意思決定と業務執行の監督を通じ、今後の当社のさらなる飛躍に資するものと考え、取締役の候補者となりました。



新任 社外 独立

たかした ひろあき
高下 浩明

生年月日：
1962年2月21日

所有する当社の株式数：
-株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1986年2月 株式会社ルシェルブルー（現リステア） 代表取締役就任
- 2005年6月 BALENCIAGA JAPAN 代表取締役就任
- 2007年4月 リステアインベストメント 代表取締役就任
- 2021年8月 株式会社246 代表取締役就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

高下浩明氏は、長年に渡り代表取締役としてセレクトショップの運営や海外ラグジュアリーブランドとの協業など豊富な経験を有しており、特にクリエイティブの領域における幅広い見識から意見具申を期待して、社外取締役の候補者となりました。

- 注) 1. 高下浩明氏が社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
3. 高下浩明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

【ご参考】

本定時株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は、以下のとおりです。

			企業経営	商品 SCM	営業 マーケティング	海外事業	組織・人事 人材開発	IT・ デジタル	財務・会計 金融 M&A	法務 コンプライアンス	ESG	
取締役	谷 正人	社内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	高木 克	社内	●		●	●	●			●	●	
	久保 歩史	社内		●	●	●	●	●				
	高下 浩明	独立 社外	●	●	●			●	●			
	佐々木 陽三朗	独立 社外	監査等委員 (常勤)	●					●	●	●	●
	徐 進	独立 社外	監査等委員	●			●				●	●
	松本 高一	独立 社外	監査等委員	●				●		●	●	●

以 上

事業報告 (2023年2月1日から2024年1月31日まで)

1 企業集団の現況

(1)当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症については2023年5月に5類への移行に伴う行動制限の解除及びインパウンドの増加により消費活動が正常化に向かい、回復傾向が見受けられています。一方、世界的な資源価格の上昇や為替変動による物価上昇などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

中国本土においても、ゼロコロナ政策解除後は一時的に回復傾向が見受けられたものの、不動産市場の悪化など先行き不透明な状況から個人消費が低迷しております。

このような状況の下で、当社は、売上総利益率向上、既存店強化、営業力強化、中国事業強化などによる収益体質の強化と利益の最大化を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高が19,986,284千円、売上総利益が10,015,475千円、販売費及び一般管理費が9,134,243千円、営業利益が881,231千円、経常利益が1,122,385千円、親会社株主に帰属する当期純利益が335,426千円となりました。

売上高

19,986,284千円

売上総利益

10,015,475千円

販売費及び一般管理費

9,134,243千円

営業利益

881,231千円

経常利益

1,122,385千円

親会社株主に帰属する当期純利益

335,426千円

業態別売上高（連結）

	第16期 (当連結会計年度) (2024年1月期)
STUDIOUS	9,038,371千円
UNITED TOKYO	5,682,250千円
PUBLIC TOKYO	3,495,425千円
THE TOKYO	1,336,441千円
A+ TOKYO	767,127千円
その他	△333,330千円

(注) 「その他」は主に売上高に与える収益認識基準の影響額等を含んでおります。

業態別出退店（連結）

	店舗数 (2024年1月末日現在)	出店	退店
STUDIOUS	39店舗 (うち、E C店舗が3店舗)	—	4店舗
UNITED TOKYO	17店舗 (うち、E C店舗が2店舗)	—	7店舗
PUBLIC TOKYO	15店舗 (うち、E C店舗が2店舗)	—	3店舗
THE TOKYO	6店舗 (うち、E C店舗が2店舗)	—	—
A+ TOKYO	6店舗 (うち、E C店舗が2店舗)	—	—

(注) 連結対象である東百国際貿易（上海）有限公司の決算期末は12月であり、当社の決算期末である1月とは1ヵ月間異なりますが、それぞれの決算期末に合わせて記載しております。
なお、東百国際貿易（上海）有限公司の2024年1月の出退店はありませぬ。

事業別売上高

事業区分	第16期 (当連結会計年度) (2024年1月期)	
	金額	構成比
衣料品販売事業	19,986,284千円	100.0%
合計	19,986,284	100.0

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は18,576千円（使用权資産を除く、無形固定資産を含む。）であり、その主な内容は、国内における実店舗の改装18,036千円、システム投資等540千円であります。なお、設備投資に要した資金は自己資金、デット・ファイナンスによっております。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
STUDIOUS MENS 新宿店	12,559千円	店舗改装取得に係る投資等
その他	6,017千円	店舗改装取得に係る投資等 自社オンラインサイトに係る機能追加等
合計	18,576千円	

(注) 出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

③資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金900,000千円、長期借入金2,700,000千円の調達を実施しました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

STUDIOUS

TOKYOブランドを世界へ発信するトレンド型セレクトショップ



THE TOKYO

TOKYOブランドを世界へ発信するハイエンド型セレクトショップ



UNITED TOKYO

ALL MADE IN JAPANにこだわった「コンテンポラリーモード」ブランド



PUBLIC TOKYO

ALL MADE IN JAPANにこだわった「コンテンポラリーカジュアル」ブランド



A+ TOKYO

ALL MADE IN JAPANにこだわった「アクティブ」ブランド



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2021年2月期)	第14期 (2022年1月期)	第15期 (2023年1月期)	第16期 (当連結会計年度) (2024年1月期)
売 上 高 (千円)	14,673,932	17,618,447	19,181,858	19,986,284
経 常 利 益 (千円)	209,687	1,082,081	265,467	1,122,385
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△112,490	762,741	△539,521	335,426
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△2.44	17.15	△11.76	7.31
総 資 産 (千円)	7,556,924	11,547,922	11,195,631	11,888,137
純 資 産 (千円)	3,218,923	5,904,592	5,366,366	5,533,657
1株当たり純資産額 (円)	75.44	128.59	116.83	120.22

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(注) 2. 会計方針の変更に関する注記「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号 20年3月31日）及び「収益認識基準に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）（以下、収益認識基準等」という）を第15期の期首から適用し、第15期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(注) 3. 第14期につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヵ月間となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2021年2月期)	第14期 (2022年1月期)	第15期 (2023年1月期)	第16期 (当事業年度) (2024年1月期)
売 上 高 (千円)	13,997,146	15,069,765	17,214,022	18,139,668
経 常 利 益 (千円)	349,125	891,595	1,119,378	1,662,702
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	102,333	594,092	735,772	△1,142,054
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失 (△) (円)	2.22	13.36	16.04	△24.90
総 資 産 (千円)	7,765,711	10,118,553	11,296,135	11,527,163
純 資 産 (千円)	3,548,649	6,059,113	6,792,352	5,581,865
1株当たり純資産額 (円)	83.19	131.96	147.92	121.27

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(注) 2. 会計方針の変更に関する注記「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 20年3月31日)及び「収益認識基準に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、収益認識基準等)というを第15期の期首から適用し、第15期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(注) 3. 第14期につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヵ月間となっております。

(3)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.	10百万香港ドル	100.0%	香港における販売および店舗運営に関する業務受託
東百国際貿易(上海)有限公司	21百万人民元	100.0% (間接所有)	中国における小売業

(4)対処すべき課題

当社グループは下記の7点を今後の事業展開における、対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

①サステナブル経営の推進

当社グループは、「日本発を世界へ」を企業理念とし、日本製品、日本ブランドに特化することで国内各地の繊維産業の活性化や雇用の創出、引いてはものづくり技術・文化の維持発展と、ファッションデザイナー・クリエイターの活躍の場の拡大に取り組んでいます。また、大量生産・大量販売のマーケットに参入するのではなく、高品質・高価格の事業領域を維持していく事、並びに最終製品の廃棄をゼロとすることで、環境負荷の軽減に貢献してまいります。

加えて、ファッション業界の構造的課題解決に取り組み、ファッション業界の社会的価値を向上させ、持続可能なファッション業界の創出を目指してまいります。

②EC販売の本質的課題解決に向けた取り組み

当社グループは、前期まで、EC売上を最大化させるべく、EC専用ブランドの開発、クーポンやタイムセールの多用を行っていましたが、その結果、品質の低い低価格ブランドの開発や、値引き常態化による利益率の圧迫やブランド価値の毀損、更には実店舗との価格差による実店舗での販売機会逸失を招いておりました。これらの構造課題を解決すべく、クーポンやタイムセールといった価格面の優位性で利益の伴わない売上を追求するのではなく、ブランド価値や商品の魅力を更に高めていくことで正価での販売に取り組んでまいります。

また、今後もEC販売の需要が高まるとともに、海外のお客様にもアプローチできるグローバルECの開発に取り組んでまいります。これらの実現には、より一層のサービスレベルの向上が求められると認識しており、システムの見直し、お客様の利便性を向上するサービスの実装、優秀な人材配置等に取り組んでまいります。

③中国事業の再成長

当社グループでは中国において2024年1月末日時点で実店舗12店舗展開しております。新型コロナウイルス感染症でのロックダウンによる経済の混乱から始まり、足元の中国経済の不安定さにより売上が低迷した事で、不採算店舗の撤退を行ってまいりました。また、コロナウイルス期間中の渡航規制により、日本との交流ができない期間を挟むことで、当社の強みである営業力の低下を招いておりました。渡航再開後、当社グループの営業文化を浸透させる事ができる人材を日本から派遣し、派遣した店舗で業績が顕著に回復した事から、今後については店舗展開を北京、上海、深圳、広州の一級都市4都市に絞り、1店舗ずつしっかりと営業力を浸透させやすくし、4都市でのドミナント出店による再成長を行っていきます。

④戦略的な店舗展開

日本を取り巻く構造的課題として少子高齢化による人口減少が進行しております。一方では、東京や大阪といった大都市に限っては、地方からの流入により人口増加の現象が見受けられます。これらから、当社グループの日本国内での店舗展開は、東京、名古屋、大阪のいわゆる東名阪にエリアを絞り、また業態を開発し増やしていく事で、当社グループのブランドターゲットに合う集客力の高い商業施設や路面エリアにてドミナント出店を行ってまいります。加えて海外の大都市に展開エリアを増やしていく事で店舗数の拡大に努めてまいります。

これらの立地選定、店舗開発においては、立地条件ならびに賃料条件といった要素が店舗収益に左右されることから、引き続き国内および海外主要都市の優良でデベロッパーとの関係強化および物件・テナント情報の収集を継続し、優良な出店場所の確保に注力してまいります。

⑤商品力の強化

当社グループは、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続き日本国内の有力ブランドの開拓・獲得を推進するとともに、優秀デザイナーの採用や育成、およびマーチャンダイジング体制の拡充により、商品開発の魅力を高め、プロパー消化率の向上を図ってまいります。

また、機動的な仕入コントロールと販売施策の立案、実行を行う仕組みの運用強化により、在庫増加リスクと販売機会ロス削減のバランスをとりながら、鮮度が高く適量の品ぞろえを図るべく取り組んでまいります。

(注) プロパー消化率とは、各シーズンの全商品のうち、定価で売れた商品の比率のことをいいます。

⑥人材の確保と育成

日本の労働力人口の減少、およびファッション業界は低賃金であるとの固定観念から、優秀な人材の確保は年々難しくなってきております。これらの課題を解決すべく、当社グループにおきましては、ファッション業界での最高レベルの給与水準を目指していく事で優秀な人材の確保に努めてまいります。

その為には、常に一人当たりの生産性を向上させるべく、人材の教育、育成を強化推進していく事で、サービスの向上と営業力強化に努めてまいります。

人事政策につきましては、実力主義・結果主義に基づいた、厚生な人事評価制度を構築、インセンティブ制度の拡充により、従業員のモチベーション向上を図るとともに、研修制度の拡充を行う方針であります。

⑦M&Aの検討と実施

当社グループは、日本一のファッション企業を目指し、永続的に高い成長を実現するために、企業買収により事業拡大を検討してまいります。当社グループの強みをより一層高め続けていく事で、それら強みを活かしたシナジー効果によって成長に繋がられる事を前提に、親和性を持つ企業や事業を発掘し、収益性を慎重に検討したうえでM&Aを実施してまいります。

(5)主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

事業区分	衣料品販売事業
事業内容	衣料品および身の回り品、雑貨類の小売業

(6)主要拠点等 (2024年1月31日現在)

当社	東京都港区南青山三丁目11番13号
子会社	TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. Suites 1629A-30, 16/F. Ocean Centre, Harbour City, Kowloon, Hong Kong 東百国際貿易(上海)有限公司 上海市閔行区元江路5500号第1幢F3068室
営業店舗	STUDIOUS 39店舗 東京都15店、神奈川県1店、愛知県2店、京都府2店、大阪府6店、香港1店、中国9店、EC3店 UNITED TOKYO 17店舗 東京都8店、神奈川県1店、愛知県1店、京都府1店、大阪府2店、香港1店、中国1店、EC2店 PUBLIC TOKYO 15店舗 東京都7店、愛知県1店、大阪府2店、香港1店、中国2店、EC2店 THE TOKYO 6店舗 東京都3店、大阪府1店、EC2店 A+ TOKYO 6店舗 東京都3店、大阪府1店、EC2店

(7)従業員の状況 (2024年1月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
274 (191) 名	21名増 (37名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
259 (99) 名	9名増 (20名減)	28.2歳	3.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8)主要な借入先の状況 (2024年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,055,579千円
株式会社みずほ銀行	1,058,383千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000千円

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2024年1月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 **144,000,000株**
(2)発行済株式の総数 **45,966,382株**
(3)株主数 **11,493名**
(4)大株主

株主名	持株数	持株比率
谷 正人	11,367,500	24.73%
中水 英紀	6,019,000	13.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,363,400	9.49
株式会社MT7	3,168,000	6.89
株式会社K Asset Management	1,731,400	3.76
株式会社AAM	1,714,000	3.72
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,376,200	2.99
株式会社日本カストディ銀行 (年金特金口)	662,700	1.44
鹿島 克美	420,000	0.91
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	300,918	0.65

(注) 当社は自己株式を保有しておりません。

(5)その他株式に関する重要な事項

自己株式の消却

当社は2024年1月5日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の全部を消却いたしました。この結果、当事業年度末において自己株式は保有しておりません。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権	第9回新株予約権		
発行決議日		2020年3月13日	2022年4月6日		
新株予約権の数		23,000個	20,000個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,300,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 2,000,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権1個につき 300円	新株予約権1個につき 100円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 23,300円 (1株当たり 233円)	新株予約権1個当たり 40,800円 (1株当たり 408円)		
権利行使期間		2020年3月31日から 2030年3月30日まで	2022年4月21日から 2027年4月20日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	19,000個	新株予約権の数	20,000個
		目的となる株式数	1,900,000株	目的となる株式数	2,000,000株
		保有者数	2名	保有者数	3名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名

(注) 1 ①新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (注) 2 ①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1)取締役の状況 (2024年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役CEO	谷 正人	TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役 東百国際貿易(上海)有限公司 董事
取締役CFO	中水英紀	管理本部長 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役
取締役	高木 克	TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役 東百国際貿易(上海)有限公司 執行董事
取締役(監査等委員・常勤)	佐々木陽三朗	
取締役(監査等委員)	徐 進	株式会社エスプール常勤監査役 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ監査役 株式会社エスプールプラス監査役 株式会社エスプールロジスティクス監査役 株式会社エスプールセールスサポート 監査役 株式会社エスプールリンク監査役 ブルードットグリーン株式会社監査役 株式会社エスプールグローバル監査役
取締役(監査等委員)	松本 高一	株式会社アンビグラム代表取締役 株式会社ラバブルマーケティンググループ社外取締役 デジタルデータソリューション株式会社社外取締役監査等委員 株式会社アップピア代表取締役 株式会社リチカ社外監査役 株式会社フューチャーリンクネットワーク社外監査役 株式会社揚羽社外監査役 株式会社ギミック社外監査役 株式会社マイホーム社外監査役 株式会社KOLテクノロジーズ社外取締役 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役CFO中水英紀氏ならびに取締役(監査等委員・常勤)佐々木陽三朗氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役(監査等委員・常勤)佐々木陽三朗氏、取締役(監査等委員)徐進氏、取締役(監査等委員)松本高一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員・常勤)の佐々木陽三朗氏は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、招聘しております。
取締役(監査等委員)の徐進氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。
取締役(監査等委員)の松本高一氏は、企業に対するコンサルティングや社外取締役ならびに監査役の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために佐々木陽三朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員・常勤)佐々木陽三朗氏、取締役(監査等委員)徐進氏、取締役(監査等委員)松本高一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項におよび定款の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4)取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬については、株主総会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役それぞれの総枠を決定しております。

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期および中期の会社業績を反映した譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬は、短期および中期の会社業績を反映したインセンティブとし、連結営業利益にて業績評価を行い、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

個人別の報酬額の監査等委員でない取締役については代表取締役が起案し、取締役6名（社外取締役3名を含む）で構成された取締役会において、透明性且つ公正な協議の上、取締役各人の報酬額を決定しております。監査等委員である取締役については監査等委員3名（3名全員が社外取締役）で構成された監査等委員会において、透明性且つ公正な協議の上、監査等委員である取締役各人の報酬額を決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	71,190千円 (450)	71,190 (450)	－ (－)	－ (－)	4名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	－	－	4 (4)
合計 （うち社外取締役）	80,190 (9,450)	80,190 (9,450)	－ (－)	－ (－)	8 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月26日開催の第9回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 2021年5月26日開催の第13回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。具体的には、当該譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給するため、総額200,000千円以内（株式数の上限を500,000株以内）とする旨の決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は2名になります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年5月26日開催の第9回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名になります。

③当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役（監査等委員）徐進氏は、株式会社エスプールの常勤監査役であり、株式会社エスプールヒューマンソリューションズ、株式会社エスプールプラス、株式会社エスプールロジスティクス、株式会社エスプールセールスサポート、株式会社エスプールリンク、ブルドットグリーン株式会社、株式会社エスプールグローバルの監査役であります。当社グループと各兼職先との間には運営する農園の利用取引関係がありますが、一般株主との利益相反が生じるような利害関係は無く、東京証券取引所の独立役員として届出しております。
- 取締役（監査等委員）松本高一氏は、株式会社アンビグラム、株式会社アッピアの代表取締役であり、株式会社ラバブルマーケティンググループ、株式会社KOLテクノロジーズの社外取締役であります。また、株式会社リチカ、株式会社フューチャーリンクネットワーク、株式会社揚羽、株式会社ギミック、株式会社マイホームの社外監査役であり、デジタルデータソリューション株式会社、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	佐々木陽三朗	当事業年度に開催された取締役会16回および監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、主に財務・会計、コーポレート・ガバナンス等に関し、中小企業診断士としての専門的見地から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	徐 進	当事業年度に開催された取締役会16回および監査等委員会15回の全てに出席いたしました。上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、主に監査に関して、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	松本 高一	2023年4月25日以降に開催された取締役会の内当事業年度に開催された取締役会12回、同4月25日以降に開催された監査等委員会の内当事業年度に開催された監査等委員会10回の全てに出席いたしました。企業のコンサルティングや社外取締役ならびに監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1)名称 三優監査法人

(2)報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるTOKYO BASE HONG KONG, Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 当社の子会社である東百国際貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するBDO China Shu Lun Pan CPAs LLP に対して監査報酬として7,153千円を支払っております。

(3)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

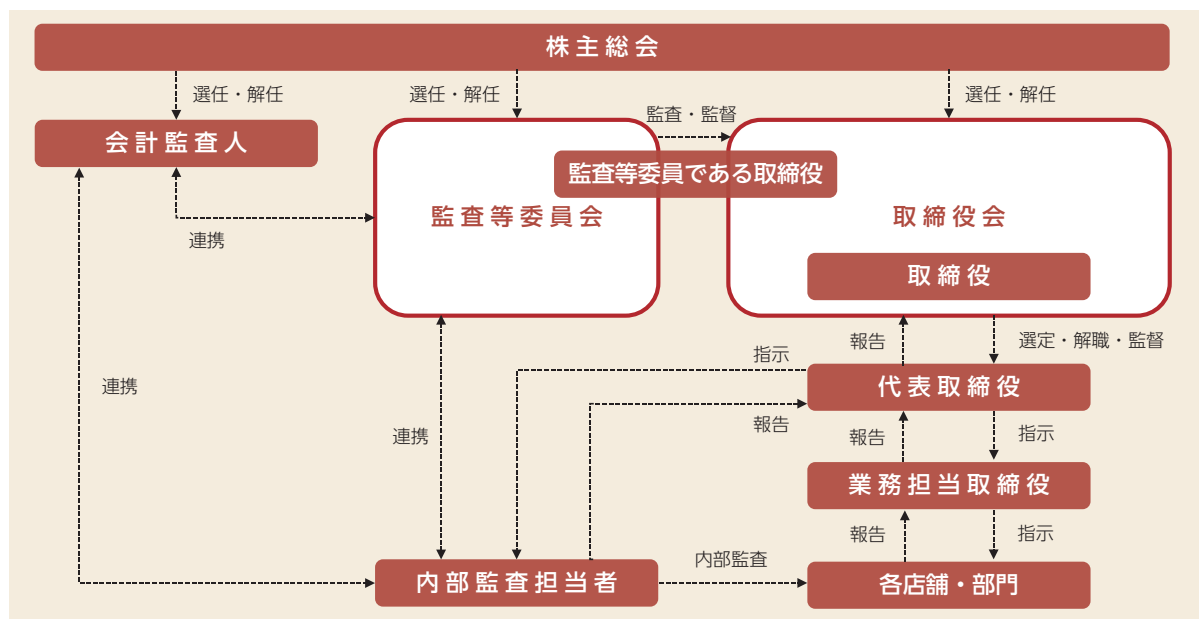
(6)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、日本発を世界へ広める使命を持ったファッション・カンパニーとして、継続的な成長、企業価値の拡大、経営の安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制をより強固にすることが重要な経営責務であると認識しております。また、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーの利益を尊重しつつ、公正で透明性の高い経営、経営監視機能の強化、経営効率の向上、法令遵守の徹底に努めております。このような考え方にに基づき、当社は、2017年5月26日より、取締役会が実効性の高い監督を行うとともに、重要な業務執行の一部を業務執行取締役委任することを可能とする「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は以下のとおりであります。



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2024年 1月31日現在	2023年 1月31日現在 (ご参考)
(資産の部)		
流動資産	8,678,834	6,522,557
現金及び預金	4,163,366	2,504,646
売掛金	1,046,295	1,233,871
商品	3,123,325	2,641,633
その他	345,847	142,405
固定資産	3,209,302	4,673,073
有形固定資産	1,721,622	3,103,305
建物及び構築物	2,318,065	2,890,429
減価償却累計額	△969,416	△893,280
建物及び構築物 (純額)	1,348,649	1,997,148
工具、器具及び備品	213,118	233,144
減価償却累計額	△155,848	△130,846
工具、器具及び備品 (純額)	57,270	102,297
使用权資産	307,530	1,003,859
建設仮勘定	8,173	—
無形固定資産	37,726	65,088
ソフトウェア	37,726	65,088
投資その他の資産	1,449,953	1,504,680
繰延税金資産	140,531	122,641
差入保証金	1,280,225	1,366,467
その他	29,196	15,570
資産合計	11,888,137	11,195,631

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	2024年 1月31日現在	2023年 1月31日現在 (ご参考)
(負債の部)		
流動負債	4,329,691	4,588,425
買掛金	717,929	862,485
短期借入金	900,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,361,796	819,864
未払費用	511,147	581,062
未払法人税等	390,259	201,118
リース債務	199,696	565,687
契約負債	78,161	87,385
賞与引当金	71,361	62,102
その他	99,338	308,720
固定負債	2,024,788	1,240,839
長期借入金	1,852,165	697,225
リース債務	130,766	464,506
資産除去債務	41,855	79,107
負債合計	6,354,480	5,829,264
(純資産の部)		
株主資本	5,607,084	5,339,790
資本金	576,337	564,537
資本剰余金	560,337	863,306
利益剰余金	4,470,408	5,273,731
自己株式	—	△1,361,785
その他の包括利益累計額	△81,127	18,576
為替換算調整勘定	△81,127	18,576
新株予約権	7,700	8,000
純資産合計	5,533,657	5,366,366
負債・純資産合計	11,888,137	11,195,631

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年2月1日から 2024年1月31日まで	2022年2月1日から 2023年1月31日まで (ご参考)
売上高	19,986,284	19,181,858
売上原価	9,970,809	9,572,386
売上総利益	10,015,475	9,609,472
販売費及び一般管理費	9,134,243	9,394,440
営業利益	881,231	215,032
営業外収益	279,704	109,654
受取利息及び受取配当金	258	91
為替差益	225,931	75,291
助成金収入	13,675	20,958
その他	39,840	13,312
営業外費用	38,550	59,218
支払利息	34,553	55,629
支払手数料	－	1,500
その他	3,997	2,089
経常利益	1,122,385	265,467
特別利益	51,187	－
債務勘定整理益	51,187	－
特別損失	320,744	474,725
減損損失	288,775	262,631
店舗解約損失	31,923	211,889
その他	45	204
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純 損失 (△)	852,828	△209,257
法人税、住民税及び事業税	535,290	338,531
法人税等調整額	△17,889	△8,268
当期純利益又は当期純損失 (△)	335,426	△539,521
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	335,426	△539,521

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	2024年 1月31日現在	2023年 1月31日現在 (ご参考)
(資産の部)		
流動資産	7,699,692	7,933,870
現金及び預金	4,005,570	2,355,428
売掛金	977,424	1,437,944
商品	2,532,013	2,186,560
関係会社未収入金	25,072	1,805,451
その他	159,611	148,483
固定資産	3,827,470	3,362,265
有形固定資産	1,176,106	1,424,451
建物	1,764,050	1,830,394
減価償却累計額	△658,417	△502,516
建物（純額）	1,105,632	1,327,878
構築物	16,200	16,200
減価償却累計額	△2,527	△1,360
構築物（純額）	13,672	14,839
工具、器具及び備品	191,993	198,914
減価償却累計額	△143,365	△117,180
工具、器具及び備品（純額）	48,628	81,733
建設仮勘定	8,173	—
無形固定資産	37,138	64,118
ソフトウェア	37,138	64,118
投資その他の資産	2,614,224	1,873,695
関係会社株式	—	138,720
関係会社長期貸付金	600,000	605,000
繰延税金資産	140,531	122,641
差入保証金	968,978	993,834
関係会社長期未収入金	2,978,788	—
その他	27,663	13,498
貸倒引当金	△2,101,736	—
資産合計	11,527,163	11,296,135

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	2024年 1月31日現在	2023年 1月31日現在 (ご参考)
(負債の部)		
流動負債	4,080,016	3,793,469
買掛金	717,244	828,590
短期借入金	900,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,361,796	819,864
未払費用	497,125	571,071
未払法人税等	390,259	201,118
契約負債	78,161	87,385
賞与引当金	69,676	61,252
その他	65,751	124,187
固定負債	1,865,281	710,314
長期借入金	1,852,165	697,225
資産除去債務	13,116	13,089
負債合計	5,945,298	4,503,783
(純資産の部)		
株主資本	5,574,165	6,784,352
資本金	576,337	564,537
資本剰余金	560,337	863,306
資本準備金	560,337	548,537
その他資本剰余金	—	314,769
利益剰余金	4,437,489	6,718,293
その他利益剰余金	4,437,489	6,718,293
繰越利益剰余金	4,437,489	6,718,293
自己株式	—	△1,361,785
新株予約権	7,700	8,000
純資産合計	5,581,865	6,792,352
負債・純資産合計	11,527,163	11,296,135

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年2月1日から 2024年1月31日まで	2022年2月1日から 2023年1月31日まで (ご参考)
売上高	18,139,668	17,214,022
売上原価	9,152,252	8,661,527
売上総利益	8,987,415	8,552,495
販売費及び一般管理費	7,511,308	7,471,255
営業利益	1,476,107	1,081,240
営業外収益	195,097	44,193
受取利息	1,298	1,240
受取配当金	30	30
為替差益	157,026	17,897
助成金収入	13,675	17,146
その他	23,068	7,879
営業外費用	8,502	6,055
支払利息	8,212	3,124
その他	290	2,930
経常利益	1,662,702	1,119,378
特別損失	2,287,355	56,056
減損損失	46,853	55,851
子会社株式評価損	138,720	—
貸倒引当金繰入額	2,101,736	—
臨時休業等による損失	—	204
その他	45	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△624,652	1,063,322
法人税、住民税及び事業税	535,290	335,818
法人税等調整額	△ 17,889	△ 8,268
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,142,054	735,772

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月21日

株式会社TOKYO BASE
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 齋藤浩史
業務執行社員
指定社員 公認会計士 宇野公之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TOKYO BASEの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKYO BASE及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月21日

株式会社TOKYO BASE
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士 齋藤浩史
公認会計士 宇野公之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TOKYO BASEの2023年2月1日から2024年1月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月21日

株式会社TOKYO BASE 監査等委員会

常勤監査等委員（社外） 佐々木陽三郎 ㊞

監査等委員（社外） 徐 進 ㊞

監査等委員（社外） 松 本 高 一 ㊞

(注) 監査等委員佐々木陽三郎、徐進及び松本高一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

- ・定時株主総会会場ご案内図をご確認のうえ、お間違いのないようご注意ください。

会場

東京都港区南青山三丁目11番13号

新青山東急ビル11階

株式会社TOKOYO BASE本社プレスルーム

電話番号 03-6712-6842

交通

東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線

A4出口より徒歩5分。



当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。